

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募数			継続支出の 有無
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 堀内 文太郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月1日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	125,469,854	125,460,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	有
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 北海道札幌市北区北8条西2丁目	令和5年4月3日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ・テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話・ラジオ・テレビ等の複数の媒体を適した情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項および予決令第102条の4第3号の規定により左記相手方と随意契約を締結するものである。	78,389,000	78,389,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共関連の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有
令和5年度民族共生象徵空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 橋本 幸 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和5年4月3日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)以下「法」という。)第9条第1項において、「民族共生象徵空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)に委託するものとする。」が定められている。 指定法人の指定については、同法20条第1項の規定に基づき、令和元年6月24日付けで公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,692,528,000	1,692,528,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、アイヌ文化の復興・創出等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第9条第1項及び20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。	有

令和5年度改正半島振興法の施行状況の評価のための調査	支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 木村 実 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和5年4月3日	公益財団法人未来工学研究所 東京都江東区深川2-6-11	4010605000134	①法令根拠：会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 ②理由：半島地域は、三方を海に囲まれた特徴的な地形から、古くから漁業や海上輸送等の拠点として発展してきた。また、火山活動に伴う地形の隆起等の理由から、独自の自然環境や文化を形成しており、これらの豊富な地域資源を活かした優れた特産品が存在する。一方、半島地域は、平地に恵まれていないなどの厳しい条件から、主要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の増加に促進されているなどの課題も存在している。 このような半島地域を活性化するため、国は『半島振興法(昭和60年法律第63号)』を制定し、同法に基づき「半島振興対策実施地域」に指定された地域の振興を図っている。具体的には、在道所有が、同地域を振興するために概ね10年間を目途期間とする『半島振興計画』を作成し、主務大臣の同意を得ている場合に、様々な支援措置を講じており、現在の半島振興計画は平成27年度に作成されたものとなっている。 同法は、10年間の時限立法として制定され、これまでに3度の延長がなされており、直近の平成27年度改正においては、多様な主体が連携・協力して実施する事業に対する助成措置に関する規定(第6条第2項)や、市町村が『産業振興促進計画』を作成した場合に国が支援するスキームに関する規定(第9条の2から第9条の11)等が新たに導入された。 平成27年に改正された半島振興法が令和6年度末に期限を迎えるため、同法の施行状況を確認するとともに、今後の半島振興施策のあり方を検討していく必要がある。 このため、本調査では、半島振興法の施行状況の評価のために必要となる以下の事項について調査を行う。 ○半島振興計画の評価のための現状把握 ○基本情報の整理及び今後の半島振興施策のあり方を検討する上で重視すべき事項の検討 ○半島振興法の配速規定に関する現状把握 したがって、本業務の実施にあたっては、半島振興法の施行状況を把握するにあたっての基礎的な統計データの分析を行うことができる経験に加え、今後のあり方を検討するためのアプローチ手法の提案を行うための高度な知見を有していることが求められる。 上記要件を満たしつつ的確に調査を遂行し得る者を決定すべく企画競争を実施することとし、企画競争書の募集を行ったところ、1社から応募があった。各企画提案書の内容をそれぞれの確性、実現性、独創性、配置予定担当者の経験及び能力、手持ち業務件数、実施体制、実施手順等の観点から比較検討したところ、公益財団法人未来工学研究所からの提案が、本調査の目的としている事項の検討・分析等の方法についてより理解を、的確かつ具体的に示されており、企画競争有識者委員会において意見聴取を経たうえで、企画競争委員会において本業務を実施するにふさわしいと判断し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続を行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、同社と随意契約するものである。	11,001,100	10,989,000	99.9%	公財	国認定	1	本業務は、半島振興法の現状把握といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの提案書に取り組みものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。	無
令和6年地価調査業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 長橋 和久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月3日	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX Tビル	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の28,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,400人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に關する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じた全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことが必要である。 このことから、関係者による一斉検討には馴染まないうため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適切者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、左記と随意契約するものである。	42,482,000	42,374,200	99.7%	公社	国認定	1	本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公表するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に向け取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月3日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教蔵九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、道路工事に伴う通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施費(第5(1))に基づく情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものである。受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事故であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の業務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として閣議了承にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上の理由から、左記業者と随意契約を行うものである。	221,834,000	221,834,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について(平成16年財計第2017号)」の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和5年度限りで終了する事業である。	有

都市における自転車等の多様なモビリティの利用環境整備のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月3日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、自転車等の多様なモビリティの利用動向を把握するとともに、法制度や今後の動向を踏まえた上で、都市における自転車環境をはじめとした利用環境整備のあり方について検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、自転車政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、自転車等の利用動向の変遷を踏まえた都市交通施策に関する調査検討業務 公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	14,977,600	14,927,000	99.7%	公社	国認定	1	本業務は、都市における自転車等の多様なモビリティの利用環境整備といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
市街地再開発事業における公共性の拡張等と地域との持続的な連携の実現に向けた制度改善等検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月3日	共同提案体(構成員) 公益社団法人街づくり区画整理協会 他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、市街地再開発事業における人口減少、低未利用地の増加等の社会情勢の変化を踏まえ新たな公共性・公益性へのニーズに対応する施設の整備や立体道路制度に対する新たなニーズへの対応及び事業完了後の施設運営、周辺も含めたエリアマネジメントの一貫性・連続性を図る必要性について、都市計画基本問題小委員会において課題として提示されており、これらについて現行の市街地整備制度の見直し・運用改善を調査、検討することが必要であることから、都市再開発法の法目的に照らした今後の公共性のあり方の検討や再開発会社施行における施行後までを含めた一体的な運営を担保するための方策など具体的な条件を行うことを目的としている。 履行にあたっては、社会のニーズに対応した市街地再開発の推進に向けた運用の改善など制度的課題や支援制度のあり方、事業完了後を見据えた事業マネジメントのあり方等に関して検討することが必要である。 このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年2月24日から令和5年3月13日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、市街地再開発事業における公共性の拡張等と地域との持続的な連携の実現に向けた制度改善等検討業務共同提案体の企画提案が優れていることから、同共同提案体が特定された。その内容は、実現性・的確性が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。	14,993,000	14,982,000	99.9%	公社	国認定	1	本業務は、市街地再開発事業における公共性の拡張等と地域との持続的な連携といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	有
鉄道車両における次世代バイオディーゼルの実証・評価	支出負担行為担当官 須藤 明夫 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月3日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道技術開発・普及促進制度において、「鉄道車両における次世代バイオディーゼルの実証・評価」について技術開発を進めるものである。 具体的には、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化が懸念されるなど、気候変動対策の推進は我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっており、鉄道部門においても、再生可能エネルギーの導入など、電力の脱炭素化に向けた取組が進められる中で、非電化区間の脱炭素化に向け、鉄道車両におけるバイオディーゼルの導入を可能とするための技術開発を行うものである。 本業務の実施にあたっては、以下に掲げる技術力、業務執行体制及び業務実績に関する要件が求められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、令和4年度に行った実施結果が、外部有識者より一定の評価を得たことから、公益財団法人鉄道総合技術研究所、北海道客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下、「鉄道総研等」という。)を特定法人等として決定している。 以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行った結果、参加意思確認書の提出はなかった。 【応募要件】 【技術力に関する要件】 鉄道車両に関する専門的知識を有すること。 【業務執行体制に関する要件】 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下のいずれかに該当すること。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同規模試験研究機関やその他公的研究機関に所属する研究者等(国定公務員法(昭和22年法律第10号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。) ② 研究を主な事業目的としている、特別民営法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者等。 ※ 日本に登録されている民間企業等には、以下の基準を満たすことを条件とする。 一 民法、商法その他の法律により設立された法人であること。 (定款及び財務諸表を添付すること) 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係るまたは技術開発のための拠点を有すること。 三 技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。 【業務実績に関する要件】 鉄道車両に関する技術開発実績を有すること。 以上のことから、本業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」にあって特定法人等として特定していた鉄道総研等だけでなく、会計法第29条の3第4項の契約の相手又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該事業者を選定業者として選定するものである。	59,737,169	59,237,000	99.2%	公財	国認定	1	本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。	有

自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 堀内 丈太郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月3日	公益財団法人交通安全総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予決第29条の3第4項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	43,239,372	39,712,603	91.8%	公財	国認定	1	有	本業務は、自動運転車の事故原因の究明といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。
人口減少を踏まえた下水道事業運営に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月6日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 我が国の汚水処理人口普及率は令和3年度末時点で92.6%であり、令和8年度までに施設整備を概ね完了することを目指し整備を進めている。一方、今後人口減少の急速な進行が予想されており、国としても将来の人口減少を見据えた都道府県構想の見直しを推進している。地方公共団体は、下水道計画区域の縮小などの対策を行っているが、施設の老朽化や財政難等の課題も重なり、下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものである。 一層厳しさを増す昨今の情勢を踏まえ、下水道事業の持続性向上のためのさらなる取り組みが必要である。 本業務では、下水道事業を持続的に運営していくために、人口減少を踏まえた施設の更新を行っていく必要がある。処理場の統合・共用や既整備区域を含めた区域の見直しなどの対策や支援のあり方の検討を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道分野における効率的な施設更新に関する幅広い知見に基づき、下水道事業運営のあり方に関する問題意識を踏まえた上で現行の執行体制などの課題・懸念点等の改善を図るために高度な検討の実施が必要であり、企画競争する必要がある。 したがって、企画競争による手続きを行い、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の目的にかなった「的確性」が評価できること等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	19,910,000	18,999,000	99.9%	公財	国認定	1	有	本業務は、下水道事業を持続的に運営するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。
海岸利活用や環境保全に関する民間力の活用施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月7日	公益財団法人リバー・フロンティア研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務は、民間力を活用した持続可能な海岸利活用や環境保全に関する施策を検討し、取組みを遂行することで、海岸利活用を推進することを目的とするものであり、海岸利活用や環境保全に関する専門的な知識が求められる。したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,990,000	11,990,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、海岸での利活用を推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。
画像を用いたトンネル健全度自動判定・要注意箇所表示技術の開発	支出負担行為担当官 須藤 明夫 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月7日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012400502559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本事業は、国土交通省技術基本計画等に位置付けられている国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施する交通運輸技術開発推進制度において、「画像を用いたトンネル健全度自動判定・要注意箇所表示技術の開発」について、研究開発を進めるものである。具体的には、従来は熟練技術者が実施していた健全度判定作業に対して撮影画像に基づき自動化を実施する健全度自動判定システムを開発するとともに、時間を要していた要注意箇所の確認に対して要注意箇所の位置を工工に投影するシステムを開発するものである。 本研究を進捗するにあたっては、以下の応募要件に示す高い技術力を有している必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、本研究開発に係る以下の応募要件を満たしており、かつ、本研究開発を遂行する能力を有する機関は、知る限りにおいて本機関しか存在しない、このため、当該機関を特定法人等と特定した上で、以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、当該法人等との随意契約を締結し移行することを併用して「参加意思確認書の提出を招請する公募」を行ったこと、参加意思確認書を提出するものがないかった。 〔応募要件〕 〔技術力に関する要件〕 本研究を実施するにあたり、以下の要件を満たす。 1)トンネルの構造や変位、維持管理について知見を有すること。 2)ひび割れや漏水の度合いをAIにより自動的に判定するシステムの開発や、レーザー光により要注意箇所を工工に表示するシステムの開発について、実績を有すること。 〔業務執行体制に関する要件〕 研究代表者及び研究分担者は、以下のいずれかに該当すること。 1)学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の研究機関に所属する研究者（国庫公務員法（昭和22年法律第10号）第2条に規定する一加盟に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。） 2)研究主たる事業目的として、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者。 3)日本に登録されている民間企業等又は当該法人に所属する研究者。 ※日本に登録されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 ① 民法、商法その他法律により設立された法人であること。（定款及び財務諸表を添付すること） ② 提案した研究開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係るた技術開発のための拠点を有すること。（従来した研究開発分野に関する研究について、自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載、添付すること。）（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等） ③ 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。 以上のことから、本委託業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」にあたり、特定法人等として特定していた、公益財団法人鉄道総合技術研究所しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質上は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該研究共同体を選定業者として、選定するものである。	18,813,392	18,810,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道事業の安全性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、（参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど）競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。 なお、本業務は令和5年度限りの事業である。

先駆的な緑化関連技術開発及び緑化技術の普及方策検討のための実証調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月10日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、全国的な普及展開や海外に向けた日本の緑化技術のPR等の効果が期待できる先駆的な緑化等技術の開発等を実施する事業者を募集・選定し、技術開発結果の検証や公表に向けたとりまとめを行うとともに、先駆的な緑化等技術の普及や国内外の情報発信等を検討するものである。 本業務の履行にあたっては、民間事業者や大学の研究機関等を対象として、技術的に未確立等で実装面に課題がある先駆的な緑化関連技術の開発を実施する事業者を募集し、提案された内容について、ヒアリング等を実施して必要な情報の整理を行い、学識経験者を含む有識者（有識者の指名については発注者と協議するものとする。）による審査を経て、提案を実施する事業者を選定する必要がある。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年2月10日から令和5年3月2日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に語った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	48,994,000	48,983,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、都市におけるグリーンインフラの社会実装の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
民間主体による緑化や緑地保全の促進方策等検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月10日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、特に民間主体による取組を推進するため、屋上等の人工地盤の緑化についての基礎的情報の収集及び民間企業の環境等に関する非財務情報の開示の流れを踏まえた緑化や緑地保全の促進方策の検討を行うとともに、庭園や公園緑地等を活用した観光振興を通じた地域の活性化を促進するための普及啓発方策等の検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、近年のESG投資等の進展を踏まえ、民間企業が保有・創出する緑地が有する生物多様性や吸収源等の多様な機能を、環境等の非財務情報として効果的に公表することを通じた緑化や緑地保全の普及啓発方策の検討を行うため、産官学の連携を前提とし、学識経験者や民間事業者との意見交換を通じた情報収集を行う能力等が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年2月14日から令和5年2月28日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に語った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,983,000	99.9%	公財	国認定	1	本業務は、屋上緑化等の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

洗掘被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案	支出負担行為担当官 須藤 明夫 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月10日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道分野に係る生産性革命の目標の実現に向けた技術開発を重点的に実施する鉄道技術開発・普及促進制度において、「洗掘被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案」について技術開発を進めるものである。 具体的には、顕微鏡・顕微鏡化する豪雨災害により河川に架かる鉄道橋梁の傾斜や流出等の被害が深刻していることを受け、鉄道の河川橋梁の防災機能向上に資する、被災した鉄道河川橋梁の緊急診断法や補強法の技術開発を行うものである。 本業務の推進にあたっては、以下に掲げる技術力、業務執行体制及び業務実績に関する要件が求められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、令和4年度に行った実施結果が、外部有識者より一定の評価を得たことから、鉄道総合技術研究所を特定法人として決定している。 以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行ったが、参加意思確認書の提出はなかった。 (応募要件) 【技術力に関する要件】 鉄道河川橋梁の防災・減災に関する専門的知識を有すること。 【業務執行体制に関する要件】 技術研究開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下のいずれかに該当すること。 ① 学校法曹法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関その他の公的研究開発機関に所属する研究者等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。） ② 研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者等。 ③ 日本に登記されている民間企業等に所属する技術者等。 ※日本に登記されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 一 民法、商法その他法律により設立された法人であること。（定款及び財務諸表を添付すること） 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係るまたは技術開発のための拠点を有すること。 三 技術開発費の機関経理にふさわしい仕組みを備えていること。 【業務実績に関する要件】 鉄道河川橋梁の防災・減災に関する技術開発の実績を有すること。 以上のことから、本業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」にめたり特定法人等として特定していた公益財団法人鉄道総合技術研究所しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該事業者を選定事業者として選定するものである。	51,000,066	51,000,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。	有
令和5年土地基本調査に係る法人土地・建物基本調査の還元倍率の検討及び結果集計等業務	支出負担行為担当官 須藤 明夫 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月10日	公益財団法人統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年法人土地・建物基本調査の還元倍率の検討並びに令和5年度に予定している保有・動態編のうち一部一部分の還元倍率の作成及び確報集計の公表、令和6年度に予定している連報集計の公表に向けたデータの集計を行うことを目的としている。 本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承認申請に対する統計委員会の答申（2023年1月25日統計委員会）や「公約統計の整備に関する基本的な計画（2018年9月6日閣議決定）」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企業競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1者（公益財団法人統計情報研究開発センター）から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を企業競争有識者委員会及び企画競争委員会において審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有しているとして判断され、特定されたものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人を契約相手方として選定することとした。	22,145,223	21,813,000	98.5%	公財	国認定	1	本業務は、総合的な土地政策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、点検の結果、より競争性の高い契約形態へ移行することにより、競争性を向上・確保するため、令和10年度以降に一般競争入札へ契約方式を見直すこととする。	有
上下水道行政の一元化に向けた災害復旧等に関する支援体制検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月12日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 大規模な施設被害が発生した場合、水道及び下水道とも、災害発生初期段階から広域的に支援する枠組みを有しているが、水道、下水道のそれぞれで対応する枠組みであり、両施設の復旧状況を勘案して機動的に支援人員を配置することとなっていない。 また、災害発生時ににおいて、下水道施設の機能確保が遅れている場合、断水解消後の流入水量の増加に伴い、汚水が管路施設から溢水する可能性がある。 本業務は、国土交通省が水道施設と下水道施設の被害状況や災害復旧状況を一元的に把握することなどを踏まえ、災害時においても国民生活への影響を最小化するため、上下水道施設の復旧状況を踏まえた広域的災害支援体制を構築することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、上下水道施設の復旧状況を踏まえた広域的な支援体制の検討や、上下水道施設の復旧段階における調整・連携事項の検討といった高い技術・知見が必要であるため、企業競争が必要であった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、業務理解度や実施手順が的確に示されており、業務の目的にかなった「的確性」や「実現性」についても記載されていることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	27,258,000	27,225,000	99.9%	公財	国認定	1	本業務は、広域的災害支援体制を構築するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和8年度限りの事業である。	有

下水汚泥の肥料利用拡大に向けた処理場特性の調査・検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月13日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 下水汚泥資源を肥料として活用することは、持続可能な食料システムの確立や資源循環型社会の構築にも資する取組であり、令和4年9月9日に開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部では、今後の検討課題の一つとして、下水汚泥等の未利用資源の肥料としての利用拡大が掲げられた。これを受けて、下水道・農業の関係団体や学識経験者、自治体が参画する官民検討会を農林水産省と共同で設置し、肥料利用の拡大に向けた推進策の方向性を取りまとめたところ。今後、農林水産省、国土交通省、産業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質性を確保しつつ、消費者も含めた理解促進も図りながら、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に総力をあげて取り組む必要がある。 本業務では、全国の処理場における汚泥等の重金屬や肥料成分分析を通じ、処理場特性や季節変化等のデータ分析を行うとともに、肥料利用に関する技術等の整理を行うことで、下水道管理者の肥料利用の検討を促進することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、地域や下水道処理方式の特性を把握した上で、重金屬や肥料成分の分析を踏まえ、肥料としての活用可能性や管理手法の検討等を実施する必要があり、下水道分野、産業分野の両方に関する知見を有した上で検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が極めて適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	100,232,000	99,990,000	99.8%	公財	国認定	2	有	本業務は、下水汚泥の肥料利用拡大に向けた処理場特性の調査・検討業務といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
AIを活用した下水道処理場運転管理支援技術調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月14日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 下水道分野においては、厳しい財政状況、ストロクの適正な維持管理、浸水や地盤・津波への備え、少子化や人口・機具の急速な減少による財不足・技術継承への対応といった多岐にわたる課題に直面している。そのような状況の中、市民サービスの向上や災害対応力、マネジメント力の強化を行い、質が高く、持続可能な下水道事業を維持ならびに向上させていくために、データとデジタル技術の活用基盤を構築し、徹底活用することで、業務そのものや、組織、プロセスを変革する「下水道のDX」に取り組んでいる。 また、下水道政策研究委員会「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書(令和4年3月)」では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、グリーン・ペーシジョン下水道を実現していくための施策展開の視座として、効率的・効果的な下水処理システムを下支えする基盤として、ICTやAI等、デジタル技術の活用による下水道のDXを加速することが示された。 本業務の実施に当たっては、AI技術導入の課題や他分野におけるAI技術を踏まえた上で企画や、AI技術の現状把握や下水道管理者がAI技術を導入する推進方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	18,249,000	17,952,000	98.4%	公財	国認定	1	有	本業務は、下水道のDXの加速といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。
令和4年東北新幹線列車脱線事故に係る地震動に関する台車の挙動に関する調査の請負(その2)	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 柏木 隆久 東京都新宿区四谷1-6-1	令和5年4月14日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、令和4年3月16日、23時36分頃、東北新幹線福島駅～白石蔵王駅間にて発生した列車脱線事故に関して、当事故とほぼ同時刻に発生した地震による振動が鉄道車両の台車の挙動に与えた影響について分析を行うための作業である。 左記業者は、震度7クラスの地震動の模擬が可能な試験装置(以下大型振動試験装置)を有しており、構造物模型のみならず実台車の加振を考慮した仕様の大型振動試験装置を有する事業者は国内には存在しない。 また、本請負事業を遂行するにあたっては、運転、車両等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、地震動による車両挙動、列車脱線のシミュレーションモデルの構築等に関する総合的かつ実践的な知見が求められるが、左記業者は過去の大規模地震による列車脱線事故においても、同試験装置を用い同様の実験を実施した実績があり、地震動による鉄道車両の台車の挙動分析に関して技術的に対応可能で、かつその評価を行うことが可能な唯一の機関であるため左記業者と随意契約を行うものである。	16,054,959	15,950,000	99.3%	公財	国認定	1	有	本業務は、自動運転車の事故原因の究明といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達法の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ、随時契約しているものである。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
R5荒川下流学習支援運営補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 出口 桂輔 東京都北区志茂5-41-1	令和5年4月17日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特長や荒川放水路建設の経緯、荒川の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防災意識の向上及び河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人 日本生態系協会は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	16,478,000	16,467,000	99.9%	公財	国認定	1	有	本業務は、水防及び河川環境保全の意識啓発といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い、引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

R5荒川下流広報啓発活動補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 出口 桂輔 東京都北区志茂5-41-1	令和5年4月17日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川河川に必要となる観測点とした広報活動の支援及び展示会・見学会等の運営補助を行うことにより、河川行政の理解の促進や荒川下流域の水防意識の向上を図るとともに、事務所広報活動を支援し、広報啓発活動の円滑な履行を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とことから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 公益財団法人、日本生態系協会は、企画提案書をふまへ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	17,094,000	16,984,000	99.4%	公財	国認定	1		本業務は、河川行政及び水防意識の理解促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和5年度 防災教育の普及・展開に関する広報検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月17日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務は、(1)「防災教育ポータル」コンテンツを効果的に活用するための広報検討、(2)「防災教育ポータル」サイトの更新、(3)防災教育の連携状況等に関する事例収集を行い、学校における防災教育の優先度向上に資するため、防災教育の学習教材(「防災教育ポータル」等)を活用した防災教育の普及・展開に関する広報検討を行うことを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、これまでと同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要がある。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると認められたため企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	14,014,000	13,981,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、防災教育の普及・展開といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
下水道分野の革新的技術等の普及展開方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月18日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、令和5年3月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるために、より効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	26,972,000	26,730,000	99.1%	公財	国認定	1		本業務は、下水道分野における技術開発を促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和5年度 雨天時における下水道の適正処理等に係る検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月19日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務は雨天時浸水水対策を実施するうえで、目標浸入率の設定、運転管理手法、効果的な発生源対策等の技術的課題が明らかとなっており、それらの課題解決に向けた検討を行い、雨天時浸水水の事象が発生している自治体において、雨天時浸水水対策計画の策定・取組みの促進を目的とする。 業務の実施にあたり、ガイドライン(案)の参考値によらない目標浸入率の設定方法や事例を示すことや、流域下水道における雨天時浸水水対策について、合意形成手法等についても考え方をとりまとめることが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、目標浸入率を設定する際の妥当性を確認する手法等について明確化することや、流域下水道全体が合意形成を円り継続的な対策を実施していくための方策を検討することが必要であることが理解されていた。また、ガイドライン(案)の参考値によらない目標浸入率の算出方法や、効果的な雨天時浸水水の発生源対策を実施している事例を体系的に整理するなど、具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	24,893,000	24,860,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、雨天時浸水水対策計画の策定・取組みの促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

令和5年度 下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月20日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、下水道による内水浸水対策に関するガイドラインの主な内容を踏まえ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』『内水浸水想定区域図作成・公表・周知の加速化』等に向け、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、下水道による都市浸水対策の中長期的な計画である「雨水管理総合計画」の策定等に係る検討には内水浸水対策に関するガイドライン類を踏まえることや、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関する支援策を検討することは、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、内水浸水対策に関するガイドライン類の課題とその解決策が提案され、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関して目的に応じたシミュレーション手法を検討する必要があることが理解されていた。また、流域治水の取組み促進に向けた検討について、考慮すべき事項が適切に理解されていたとともに、多様な主体と連携し、流域治水として下水道の役割を考慮した計画の策定に向けた具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	49,973,000	49,940,000	99.9%	公財	国認定	1	本業務は、浸水被害の早期軽減といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
治水事業等の効果に係る広報資料等作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月21日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 気候変動の影響等により激甚化、頻発化する水害に対応するため、「流域治水」の取組等、これまで着実に推進してきたが、さらなる治水事業の進捗および被害の縮小を図るためには、水害の実態やそれに対する流域治水等の河川行政や治水事業等の取組・効果について流域の関係者、ひいては国民全体の理解を得ることが不可欠である。 本業務では、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するため、わかりやすい資料の作成等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、治水事業や河川行政等に関わる高度な知識と技術を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、管理技術者の経験及び能力において高い評価であること、企画提案における実施方針・実施フロー・工程表や特定テーマに対する的確性、実現性の観点から優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,627,000	11,605,000	99.8%	公社	国認定	1	本業務は、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業の必要性等を発信するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
モデル都市・地域の下水道における脱炭素化に向けたエネルギー消費等の調査・方策検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月26日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 下水道では、地球温暖化対策計画（令和3 年10 月閣議決定）において、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた施設管理の高度化・効率化を図るとともに、省エネルギー設備の導入、太陽光や下水熱などの再生可能エネルギーの導入等を推進する。また、下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスの発電など、下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を推進することと示されている。 これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030 年地球温暖化対策の達成、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、モデル都市・地域の下水道処理場を対象としたエネルギー消費分析、省エネルギー対策の実施支援、並びに脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資することを目的とする。 実際にモデル都市・地域の省エネルギー診断を実施し、効果的な対策の検討や導入スキーム、事業化スケジュールの策定支援を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が極めて適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	50,083,000	49,742,000	99.3%	公財	国認定	2	本業務は、エネルギー消費分析、省エネルギー対策の実施支援、並びに脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はなげ、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はな	有

令和5年度地域バイオマスや下水熱等の活用促進に向けた検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月27日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 下水道では、地球温暖化対策計画（令和3 年10 月閣議決定）において、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた施設管理の高度化・効率化を図るとともに、省エネルギー設備の導入、太陽光や下水熱などの再生可能エネルギーの導入等を推進する。また、下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスの発電など、下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を推進することと示されている。 これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化を目指して各種対策を進めてきたところであるが、2030 年地球温暖化対策の達成、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。 本業務では、地域バイオマスの活用を通じた下水処理場のエネルギー拠点化や下水熱の活用促進に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援することを目的とする。 本業務の実施にあたり、下水処理場におけるエネルギー拠点化を検討する地方公共団体の課題に対する助言を行い、拠点化における課題の整理及び解決を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務理解度が極めて高く、実施手順も極めて妥当であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	17,006,000	17,000,000	100.0%	公財	国認定	1	有
令和5年度 雨水出水浸水想定区域における避難に資するトリガー情報検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月27日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務では、改正水防法に基づく雨水出水浸水想定区域の指定に伴い必要となる、避難に資するトリガー情報（人的災害を生ずるおそれがある雨水出水に関する情報）の効果的な設定方法を検討し、雨水出水浸水想定区域の指定や住民の避難行動を促進するための取組みを推進することを目的とする。 業務の実施にあたり、トリガー情報は、内水氾濫の特徴であるリードタイムが短いことも考慮したうえで有効性及び設定方法を検討すること、下水道施設の運用方法を把握、理解したうえでシミュレーション条件を設定し検討することが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたととも、シミュレーションを実施するモデル地区の選定方法など、具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の実現性及び独創性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	11,000,000	11,000,000	100.0%	公財	国認定	2	有
令和5年度 新たな水環境管理に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月28日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務では、下水処理場における実装塩類の能動的運転管理等に関する検討に加え、東京湾再生のための行動計画（第三期）の推進、下水道へ流入する可能性のある科学物質、病原微生物等についての情報を収集、その水系水質リスクおよび下水道における除去効果を適切に評価し、また、生態系にも配慮した対応方針の検討、さらに、今後の水環境管理のあり方について検討することを目的とする。 業務の実施にあたり、従来の水質規制を中心とした水環境行政から地域の水環境の特性やニーズに合わせた水環境への転換、脱炭素社会への貢献など、下水道に求められる近年の役割の変化を踏まえ、今後の水環境管理のあり方について、検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、計画放流水質や計画処理水質など法定計画に定める水質基準の見直しや水系水質リスクへの対応について、具体的な物質名を踏まえた上で提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	49,610,000	49,610,000	100.0%	公財	国認定	1	有
令和5年度 今後の水環境改善のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月28日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、流総計画における課題や問題点等を把握し、今後の制度のあり方等について有識者の意見も伺い、論点整理を行うものである。また、合流式下水道については、これまで実施してきた合流改善事業を評価するとともに今後のあり方について検討するものである。 業務の実施にあたり、流総計画及び合流式下水道の改善対策に関する今後の制度のあり方の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、流総計画における水質環境基準の達成率の推移や合流式下水道における河川等との連携を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	39,556,000	39,545,000	100.0%	公財	国認定	1	有

令和5年度 下水道における新型コロナウイルスに関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年4月28日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務では、新型コロナウイルス感染症に関する下水道学調査における下水道管理者の協力のあり方等について調査検討を行う。 業務の実施にあたり、適切にモニタリング調査を実施し、下水道による特性を踏まえた疫学解析を行うためのデータや情報をまとめ、新型コロナウイルス感染症に関する下水道学調査における下水道管理者の協力のあり方等について検討することが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、下水モニタリングの実施方法にかかると具体的な提案（サンプリングの頻度、方法、時間帯等）がなされており、業務理解度、実施手順及び特定テーマに対する企画提案の実現性及び業務執行能力の観点から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	58,443,000	58,300,000	99.8%	公財	国認定	2	無	本業務は、新型コロナウイルス感染症に関する下水道学調査における下水道管理者の協力のあり方について論点整理を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。
持続的な河川維持管理方策の向上に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月2日	共同提案体 公益財団法人河川財団 他3者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、持続的な河川維持管理方策の向上のため、三次元点群データの精度向上等点検技術の進化、また、これら新技術も活用した河道等の点検評価手法の改善方策や、排水機場等の最適な施設操作手法等について検討を行うものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、河川管理施設等の点検評価の効率化等改善方策や三次元点群データ等の活用拡充検討等において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川管理施設等の点検評価の効率化等改善方策や三次元点群データ等の活用拡充等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	30,107,000	29,997,000	99.6%	公財	国認定	1	有	本業務は、持続的な河川維持管理方策の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。
まちづくりと連携した持続可能な都市交通システムのあるり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月8日	共同提案体（構成員） 公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	80100050003758	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、既存の諸計画の整理・分析や課題の抽出、地域における実態把握等を通じ、まちづくりと地域交通との連携を促進するための、より効果的かつ効率的な方策について検討を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性に優れていると判断したことから、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、まちづくりと連携した持続可能な都市交通システムのあり方に関する調査検討業務日本工営・日本交通計画協会・オリエンタルコンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	14,996,300	14,960,000	99.8%	公社	国認定	2	無	本業務は、まちづくりと連携した持続可能な都市交通システムの構築といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月8日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、パリ協定に基づく枠組のもとで条約事務局に提出する、都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータを整理するとともに、吸収量算定の精度向上に係る検討を行うことで、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、条約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定や、新たに温室効果ガス吸収量を算定する緑地やその算定手法についての検討等を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年3月17日から令和5年4月4日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に語った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	10,681,000	10,681,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、都市緑化等による地球温暖化対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。

日本庭園に関する技術の普及・啓発のあり方検討調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月8日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、日本の造園技術者の派遣による海外の日本庭園の修復や、国際園芸博覧会等の場を活用した日本庭園の技術の普及を通じ、日本庭園の保全再生・整備に向けた技術的な知見を蓄積するとともに、日本庭園に関する造園技術の国内外に向けた普及・啓発のあり方の調査を行うものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画の作成を支援し、修復の実施にあたり現地との調整を行い、修復後の庭園の維持管理マニュアル作成等を実施する能力及び日本庭園に関する造園・緑化技術の効果的な情報発信のあり方について検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年3月17日から令和5年4月3日までの期間、庁内掲示及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,980,000	99.9%	公財	国認定	1	有
令和5年度 河川に係る活動に関する調査分析業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月8日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務は、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの河川に係る活動について広く調査し、国内における水循環系への関心を把握することにより、「日本水大賞」の募集・企画、表彰審査及び表彰式の企画・運営方針を検討し、適切に反映・実施することを目的とする。 本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた活動内容の整理や調査分析を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による 手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,986,000	29,931,000	99.8%	公社	国認定	1	有
令和5年度 持続性ある実践的多自然川づくりに関する方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月9日	共同提案体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務の実施に当たっては、河川環境の定量的な評価の実践について、流域を含めた河川全体を俯瞰し河運特性を把握した上で、計画から管理まで一連の河川管理のプロセスで留意すべき事項を踏まえ新たな河川環境の評価方法を検討する必要がある。また、長期的な将来の河川像について、気候変動をはじめとする多面的な視点から河川をとりまく状況の変化を踏まえた検討をする必要があり、河川の物理的、生態的特徴のみならず、流域の観光、農業など様々な活動の視点から河川を取り巻く状況の変化を踏まえた検討を行うなど、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を十分に理解したものであり、的確性・実現性が高く評価できるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	31,999,000	31,900,000	99.7%	公財	国認定	1	有
令和5年度 新たな水辺空間利活用の取組手法に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月11日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務は、水辺空間の利活用を推進するこれまでの取組を念頭に、流域治水やアフターコロナ等の最新状況を踏まえ、民間事業者とも連携した新たな水辺空間活用方を検討するものである。 本業務の実施にあたっては、住民・民間事業者等が主体的に水辺空間の活用に取り組むための理解の促進や、水辺空間に求められる新たなニーズ調査や流域治水への多様な地域主体の参画・連携の推進について検討する必要がある。豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	35,662,000	35,651,000	100.0%	公財	国認定	1	無

令和5年度 河川環境教育推進検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 岡村 次郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月11日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文: 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、河川環境教育を推進し、川の恵みと災い、水難事故防止等について広く効果的に普及啓発するための学習ツールや、教育関係者等に対する支援ツール等の検討・作成を行うことを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付けや、水難事故についての深い理解のもと、河川環境教育を教育関係者が効果的に取り組めるよう、教育関係者の必要とする情報・データ等の提供手法の検討や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方法について検討・実施する必要がある。豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	10,989,000	10,989,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境教育を推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和5年度 自転車利用機会の創出に関する調査業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月16日	令和5年度 自転車利用機会の創出に関する調査業務ドーコン・中央復興コンサルタンツ・パシフィックコンサルタンツ・日本交通計画協会共同提案体 公益社団法人日本交通計画協会 他 3者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、自転車の利用機会を創出するため、サイクルツーリズムの推進や公共的な交通であるシェアサイクル等に関する調査・検討を行うことを目とする。本業務の実施にあたっては、サイクルツーリズムの取組による経済波及効果の算出など高度な知識と豊かな経験が求められるため、企画提案の具体的な内容を精査し、評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、道路局企画競争有識者委員会を実施した。 その結果、上記業者は、配置予定技術者の資格・経歴など業務の遂行体制が充実していること、また、ヒアリングの結果から、技術者の実績、経験、能力や業務実施方針が特に優れていた。さらに、特定テーマである「サイクルルートの利用環境、利用状況、取組状況の効率的な調査手法に関する着眼点」に対する企画提案は、サイクルルートの調査手法の合理化や今後の展開を的確に提案しており、サイクルツーリズムによる自転車の利用機会を創出する観点から非常に重要で、的確かつ説得力のある提案内容であったことから、道路局企画競争有識者委員会においても、本業務を遂行するに当たって適した業者であると認められたところである。 以上の理由から、左記業者と随意契約を行うものである。	30,943,000	30,932,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、サイクルツーリズムの推進やシェアサイクルの普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	無
令和5年度 事業用自動車に係る交通事故分析等業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月18日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル8F	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務の目的は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえての道路管理者が取得する交通安全対策の提案を行うこと及び交通事故が多く発生するエリア等を分析するとともに、事故件数等の経年的な推移や事故形態等との関係について明確化し、その削減方法について検討を行うことである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上の理由から、左記業者と随意契約を行うものである。	24,937,000	24,750,000	99.3%	公財	国認定	1		本業務は、交通安全対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。	有

令和5年度 自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年5月25日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿蓑町2-7-8 住友水産橋ビル8F	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 2023年4月から特定自動運行が可能となり、今後はレベル4自動運転実現に向けた、実証実験の拡大が想定される。本業務では、関係省庁、自動運転車等に係る事業者と連携し、自動運転車等に係る交通事故等に関するデータや情報の収集・分析を行う。また、レベル4自動運転等の実現にあたり道路構造や道路交通環境が自動運転車等に及ぼす影響や事故発生リスクについて整理する。これらの結果から事故防止策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車両等における交通事故の発生要因の分析及び事故の再発防止策の検討の裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 当該交通事故の発生に関する情報を有しているのは、道路交通法第百八条の十三の規定に基づき指定されている(公財)交通事故総合分析センターのみであり、また、自動運転車を含む交通事故に関するデータについても、(公財)交通事故総合分析センターのみが有している。さらに、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上の理由から、左記業者と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,700,000	99.0%	公財	国認定	1	本業務は、道路交通の安全と円滑の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものであるなお、本業務は令和5年度限りの事業である。	有
まちづくりと連携した連続立体交差事業及び駅周辺整備等に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年6月6日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、まちづくりの観点から連続立体交差事業の目的や必要性、多面的効果を改めて整理するとともに、既存適切な実態等の整理から、効果的な事業展開や整備方策等について検討する。また、交通結節点整備に関する既存制度及び整備事例を整理するとともに、既存のデータについて、データベース化・オープン化に向けた検討を行うものである。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該者を発注することとする。 その結果、上記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、まちづくりと連携した連続立体交差事業及び駅周辺整備等に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社トーエネック・パシフィックコンサルタンツ株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	25,960,000	25,960,000	100.0%	公社	国認定	2	本業務は、まちづくりと連携した連続立体交差事業及び駅周辺整備といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
都市圏全体でのコンパクト・プラス・ネットワークの取組の高質化・多様化に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年6月16日	共同提案体(代表者) 公益財団法人都市計画協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、各地域の多様な暮らし方・働き方に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの取組がより実効性をもって進められることに資するよう、各地域において取り組まれているまちづくりの取組事例について幅広い観点から調査・分析等を行うとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の高質化・多様化に向けた各拠点における空間像のあり方や取り組みの深化を図る様々な情報提供のあり方についてを検討するものである。 本業務の履行にあたっては、コンパクト・プラス・ネットワークに関する多様な先進取組事例を抽出し、調査・分析する際や、都市計画区域外を含む拠点形成や広域連携等の事例を収集整理し、横展開に向けた検討を実施する際に、実際に立地適正化計画に関連する調査・検討業務に携わった経験に基づいた着眼点や知見など、高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表、その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であることから、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年3月31日から4月24日までの期間、庁内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、11者が業務説明書の交付を求め、4月24日までに5者から企画書の提出があった。提出のあった5者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、都市圏全体でのコンパクト・プラス・ネットワークの取組の高質化・多様化に関する検討業務共同提案体が本業務について適切な企画提案を行っており、本業務を確実に遂行できる能力を有していることと判断できることから特定された。 したがって本業務については、会計法第29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	19,921,000	19,910,000	99.9%	公財	国認定	5	本業務は、都市圏全体でのコンパクト化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

コンバクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現に資する自動運転技術の活用に向けた実証実験調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年6月30日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市施設への導入が想定される自動運転バスの実道走行実験等により、実験を実施する箇所における個別の課題を把握し、早期実装に向けて今後さらに検証が必要となる事項を検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性・実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、コンバクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現に資する自動運転技術の活用に向けた実証実験調査業務日本交通計画協会・パンフィックコンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	39,959,700	39,908,000	99.9%	公社	国認定	1	無
2027年国際園芸博覧会政府出展事業(屋外展示等に係る業務)	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年6月30日	共同提案体(構成員) 公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会において、国土交通省及び農林水産省で連携し、開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を実施するため、屋外展示に係る検討を行うことを目的とする。 本業務の履行にあたっては、政府出展の検討を分担して実施する農林水産省、さらには(公)社2027年国際園芸博覧会協会や横浜市等と綿密に連携して検討を進めるための体制構築、幅広い事例等に基づき検討を実施する能力や適切な事例等を収集する能力等が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、企画競争実施委員会による審査を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年5月11日から令和5年6月2日までの期間、庁舎内掲示板及び1日目調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書頭審査を行い、企画競争実施委員会に諮った結果、ブレイク研究所・都市緑化機構共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	33,756,228	33,748,000	100.0%	公財	国認定	1	有
都市交通システム及び都市交通と一体となった総合的な都市開発の海外展開に関する調査・支援業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年7月10日	共同提案体(構成員) 公益社団法人日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、新興国等を対象に、都市交通システム及び公共交通指向型都市開発をはじめとした都市開発に関する本邦企業の海外展開に向けた課題を把握するとともに、公共交通指向型都市開発等の海外展開に関する国内外のプロジェクト事例を網羅的に情報収集、整理を行い、日本の技術的な優位性等を考慮した海外展開検討のためのマニュアルを整備する。また、先方政府関係者等に対して本邦技術・知見・ノウハウ等を紹介するためのセミナー企画等や、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行うものである。本業務の履行にあたっては、都市交通システム及び都市開発の海外展開に関する課題や日本の優位な技術等を整理し、公共交通指向型都市開発等の海外展開を促進するための、パリットや現地での検討事項等を示したマニュアルを作成するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。企画競争実施のため、令和5年5月16日から6月5日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、10者が業務説明書の交付を求め、6月5日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による書頭審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、都市交通システム及び都市交通と一体となった総合的な都市開発の海外展開に関する調査・支援業務日本工営・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。したがって本業務については、会計法第29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	21,967,000	21,967,000	100.0%	公社	国認定	2	有

洋上風力発電の導入促進に向けた海域の利用に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年7月11日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等に関する業務を行うものであるが、我が国における本格的な洋上ウインドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の実績が少ないため、促進区域の指定に関する検討を行う際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様へ反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	55,099,000	55,099,000	100.0%	公社	国認定	2	有	本業務は、洋上風力発電の導入促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和5年度都市計画情報の高度化に向けた検討調査業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年7月20日	共同提案体(構成員) 公益財団法人都市計画協会他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、令和4年度より進めている全国的な都市計画情報のGISデータ情報の収集・整備の更なる充実を図るとともに、地方公共団体の取組状況や課題等を把握、検討を行い、都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化を更に推進するものである。本業務の履行にあたっては、現在の国土数値情報の整備範囲、属性項目、品質基準等に準拠した全国のGISデータの整備や、効率的な更新手法等を検討するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。企画競争実施のため、令和5年5月16日から5月30日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、5月30日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できるところが同業者が特定された。したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	12,991,000	12,991,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、都市計画情報のデジタル化の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
令和5年度 諸外国におけるインフラ整備に関わる長期計画制度の調査業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年8月28日	令和5年度 諸外国におけるインフラ整備に関わる長期計画制度の調査業務 中央復建コンサルタント・土木学会共同提案体 公益社団法人土木学会 他1者 東京都新宿区四谷1外濠公園内	5011105004847	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、海外の道路計画・整備・管理における長期計画制度の動向を調査・分析するとともに、先進的な取組が行われている北欧諸国について文献調査、現地調査および意見交換を実施し、今後の我が国における長期計画制度の検討を行うことを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、交通量調査全般の計画・実施・分析等の豊かな経験と高度な知識、社会情勢の変化を踏まえた提案の実現性が求められることから、本業務を実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 特定テーマに対する技術提案においては、具体的なレビュー対象国を北欧諸国との比較を意識しながら提案しており、研究者ネットワークの活用といった独自性も見られる点が評価された。また、現地技術者へのヒアリング結果も反映した提案となっており、中央官庁や道路管理者、建設現場など幅広い関係者および場面を視察対象として想定しているなど提案にも正確性があり、十分に優れたものと道路局企画競争有識者委員会において特定された。 その結果、上記業者は企画提案内容及び業務実績から判断して業務を遂行する上で必要となる高度な知識と豊かな経験等を有していると認められた。 以上の理由から、左記業者と随意契約を行うものである。	18,172,000	17,985,000	99.0%	公社	国認定	1	無	本業務は、長期計画に基づくインフラ整備といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
令和5年度 鉄道トンネルの維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年9月15日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012400500259	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付国土交通省令第151号)」第7条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準(以下「維持管理標準」という。)が位置付けられている。維持管理標準には、鉄道構造物の維持管理の原則から各検査、措置、記録まで維持管理の一連の基本的事項が規定されている。 トンネルをはじめとする鉄道土木構造物は、明治から昭和初期及び高度経済成長期に建設されたものが多く、高経年化を迎えており、劣化が進行する素候をいち早く捉えることが必要であることから、検査における着目箇所の分かりやすい整理や盛りくれ変状とその原因の分析が求められているところである。また、その劣化に対するトンネルの補強・補修工法の選定方法や留意点の検討が求められているところである。 本業務では、このような状況を踏まえ、トンネルの構造形式に応じた変状の把握に対策の選定までの体系について整理し、維持管理の業務者が理解しやすい、維持管理標準の補足としての手引きをとりまとめることを目的とした調査研究を行うものである。 鉄道システムの一部であるトンネルの維持管理に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、鉄道構造物のみならず、車両、電気施設等の鉄道技術に関する専門性に加え、鉄道構造物に関する総合かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、当該調査に求められる専門性等を持ち、さらに、鉄道の車両、電気施設等を広く把握した上で、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本業務の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られると判断される。 「参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとしたい。	14,966,371	14,960,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。

令和5年度 鉄道 の基礎構造物の設計 に関する調査研究	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年9月15日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日付け国土交通省令第151号）」第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準（以下「設計標準」という。）が位置付けられている。 現行の設計標準（基礎構造物）は平成21年に改訂され、改訂後10年以上が経過している。この間に蓄積された新たな技術や知見を設計標準（基礎構造物）に反映させることで、鉄道の基礎構造物の低コスト化や設計業務の軽減を図る必要がある。 本業務は、鉄道の基礎構造物の地震時の動的挙動及び地震後残留変位量を構造解析モデルで試算し、構造物の要求性能に応じた設計限界値を設定するという新たな知見を設計標準（基礎構造物）に反映させることを目的としている。 鉄道システムの一部である鉄道の基礎構造物の設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本調査業務を遂行する者には、鉄道構造物のみならず、鉄道車両、電気施設等の技術に関する専門性を有していることに加え、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データが蓄積されていることが求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、当該調査に求められる専門性等を有し、さらに、鉄道の車両、電気施設等を広く把握した上で、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本業務の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られると判断される。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について（平成18年9月28付）」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。	26,959,731	26,950,000	100.0%	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。
令和5年度 鉄道 の土構造物の設計 に関する調査研究	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年9月15日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計に係る技術基準については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日付け国土交通省令第151号）」第24条の解釈基準において、鉄道構造物等設計標準（以下「設計標準」という。）が位置付けられている。 令和4年12月に改訂された設計標準（コンクリート構造物）では、設計する際の共通事項を定めた「基本原則編」及び構りよう・高架橋を設計する際の事項を定めた「構りよう編」を制定した。今回改訂しようとする設計標準（土構造物）についても、「基本原則編」の内容を適宜改訂すること踏まえ、新たな設計体系について検討を行う。 また、設計標準（土構造物）については、鉄道の土木構造物への適用を拡大することが可能と考えられる材料に対する設計用値の提案や施工管理の留意点、近年の豪雨災害を踏まえ、降雨時の土構造物の安定性等の平成19年改訂以降に蓄積された設計・施工技術に関する新たな知見を設計標準に盛り込むことが求められる。 本業務では、設計標準（土構造物）について新たな設計体系を構築するとともに、設計・施工に関する新しい知見等を反映させる改訂を行うことを目的としている。 鉄道システムの一部である土構造物の設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本調査業務を遂行する者には、鉄道構造物のみならず、車両、電気施設等の鉄道技術に関する専門性に加え、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、当該調査に求められる専門性等を持ち、さらに、鉄道の車両、電気施設等を広く把握した上で、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本業務の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られると判断される。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について（平成18年9月28付）」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。	26,890,340	26,950,000	99.9%	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。
令和5年度 鉄道 構造物の耐震設計 に関する調査研究	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年11月27日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日付け国土交通省令第151号）」第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準（以下「設計標準」という。）として位置付けられている。 設計標準（耐震設計）は、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震による鉄道構造物の被害を受け平成10年に制定されたものであり、その後、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年に2地震動の見直し等の改訂を行っている。 平成28年4月に発生した熊本地震や令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震では、九州新幹線や東北新幹線において高架橋等の被害に加え、列車の脱線が発生している。また、平成30年6月に発生した大阪府北部地震（最大震度6弱程度）では、施設被害が少なかつたにもかかわらず、列車の運転再開までに長時間を要してしまつたなど、前回の改訂以降、新たな課題が顕在化している。 本業務は、前回改訂以降に発生した地震により顕在化した課題に対する現行の設計標準（耐震設計）の問題点を整理し、近年の研究成果を踏まえた設計標準（耐震設計）の改訂の可能性を検討するものである。 鉄道システムの一部である鉄道構造物の耐震設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本調査業務を遂行する者には、鉄道構造物のみならず、鉄道車両、電気施設等の技術に関する専門性を有していることに加え、鉄道構造物に関する、耐震以外の設計分野も含む総合的かつ実務経験に基づく実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データが蓄積されていることが求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、当該調査に求められる専門性等を有し、さらに、鉄道の車両、電気施設等を広く把握した上で、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本業務の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られると判断される。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について（平成18年9月28付）」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。	23,130,580	23,100,000	99.9%	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。

瀬戸内海の航路及び航行環境に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 港湾局長 福田 雅裕 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和5年12月22日	公益社団法人日本海難防止協会 東京都渋谷区元代々木町33-8	5010405010596	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	20,229,000	19,998,000	98.9%	公社	国認定	1	無	本業務は、瀬戸内海の航路・航行環境の調査及び検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、(参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど)競争性を高める取り組みを実施しており、最終の結果問題は無い。なお、本業務は令和5年度限りの事業である。
令和6年能登半島地震を踏まえた下水道復旧方針等に関する調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年2月29日	公益社団法人全国下水道コンサルタント協会 東京都荒川区西日暮里5-26-8	5011505001568	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年能登半島地震において甚大な被害を受けた地域における下水道施設の被害状況調査の結果及び下水道の復旧状況、地域の特性や復興まちづくりの方針などを踏まえ、課題と必要な対策を整理するものである。また、整理した結果を踏まえ、上下水道地震対策検討委員会(仮称)を運営し、上下水道施設の今後の地震対策や、被災市町の復興に向けた上下水道の整備方針、上下水道一体での応急復旧などのあり方について検討し、その結果をとりまとめるものである。そのため、我が国の下水道に関する幅広い知見を有するだけでなく、高度な技術も保有している必要がある。さらに、過去の大規模災害復旧業務の経験を有する者に委託する必要がある。 現在、令和6年能登半島地震の被害が出ている8市町(七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)においては、発災直後から公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会の加盟企業が下水道施設の被害状況の調査や被害の要因分析を行っており、調査で得られた情報を元に各被災地域の特性を評価した上で、被災自治体との間で、下水道施設の復旧に向けた施工条件や施工方法、優先的に復旧すべき地域の選定など具体的な調整を行っている。よって、能登半島地震において甚大な被害を受けた地域における下水道施設の被害状況は、現地で活動している当該協会の加盟企業が把握しており、当該協会は各企業の情報を整理しているため、当該協会が広域的な被害状況の情報を持つ唯一の団体であるため、左記業者と随意契約を行うものである。	120,934,000	119,900,000	99.1%	公社	国認定	1	無	本業務は、被災市町に対する下水道施設の被害状況調査などの現地支援といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。
令和6年能登半島地震を踏まえた下水道復旧方針検討のための管路施設被災状況調査	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年2月29日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2-5-11	1010005014415	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において、上下水道が一体的となった地震対策を検討するために開催される上下水道地震対策検討委員会(仮称)における本地震被害検証の基礎資料を作成するものである。その基礎資料としては、下水道管路施設の被害状況を整理し、本地震における被害の特徴を把握できるものとする。 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会は、本地震において被害を受けた地方公共団体と災害時復旧支援協定を締結しており、管路施設の調査等については、当該協会が行うこととなっている。 当該協会は、発災直後から被害を受けた地域において、広い範囲で管路調査や応急復旧活動を行っているため、管路施設の被災状況や応急復旧状況について広域的な情報を持つ唯一の団体である。 本地震における被害概況の平急な把握・整理の実施のためには、当該協会が所有する広域的な情報が必要であるため、左記業者と随意契約を行うものである。	39,941,000	39,149,000	98.0%	公社	国認定	1	無	本業務は、上下水道地震対策検討委員会(仮称)における本地震被害検証の基礎資料作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。
2027年国際園芸博覧会政府出版事業(屋外展示等に係る業務)(第1回変更)	支出負担行為担当官 都市局長 天河宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年2月29日	共同提案体(構成員) 公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会において、国土交通省及び農林水産省で連携し、開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を実施するため、屋外展示に係る検討を行うことを目的とする。 本業務の履行にあたっては、政府出展の検討を分担して実施する農林水産省、さらには(公社)2027年国際園芸博覧会協会や横浜市等と綿密に連携して検討を進めるための体制構築、幅広い事例等に基づき検討を実施する能力や適切に事例等を収集する能力等が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和5年5月11日から令和5年6月2日までの期間、庁内掲示及び及び1行目調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、プレック研究所・都市緑化機構共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性・実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	30,995,748	33,748,000	106.9%	公財	国認定	1	有	本業務は、2027年国際園芸博覧会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応札となっているものである。今後は、参入拡大の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応札の解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

令和5年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 橋本 幸 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年3月1日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 民族共生象徴空間構成施設の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号、以下「法」という。)第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今般実施する「令和4年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、民族共生象徴空間(ウポポイ)への誘客を通じて地方活性化を推進するため、①コンテンツ、②施設、③広域連携・アクセス、④情報の質量、⑤意識・人材、⑥関係者との共創の「6つの視点」に体系化し事業を実施するものである。 したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団しかなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	937,722,000	937,722,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)」第9条第1項及び20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。なお、本業務は令和6年度で終了する事業である。	有
令和5年度 立地適正化計画の実効性の向上に向けた基礎的データ調査収集検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 天河 宏文 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年3月21日	共同提案体(構成員) 公益財団法人都市計画協会 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、立地適正化計画の評価にあたって、これまで実施してきた「都市構造の評価に関するハンドブック」「都市モニタリングシート」「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイドンス」、「都市計画データ標準製品仕様書」、「都市計画基礎調査実施要領」の作成や、「都市計画決定GISデータ 全国データダウンロードページ(試行版)」の整備といったこれまでの取組のあり方を検証した上で、更新を行う。また、今後、都市計画基礎調査等を立地適正化の評価等に役立てる方法について検討することで、立地適正化計画の実効性を向上することを目的とする。 本業務の履行にあたっては、都市計画基礎調査等の結果を立地適正化計画の評価へ活用する手法についての検討や、今後の都市計画関連情報の整備・更新の方針検討など、高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年1月26日から2月16日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、2月16日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所・アジア航測共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	44,990,000	44,990,000	100.0%	公財	国認定	1	本業務は、都市計画情報のデジタル化の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応れとなっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性の向上・確保に向けた見直しを行うこととし、引き続き一者応れの解消に取り組むものとする。また、総合評価方式における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。